

令和4年4月6日
行政情報サービスセンター
担当：森田
内線：3382
外線：225-1236

石川県個人情報保護審査会の答申について（答申第51号）

石川県知事が石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号）第37条に基づき令和3年11月29日付けで行った審査請求に係る諮問に対し、本日、石川県個人情報保護審査会（会長職務代理者 稲角光恵金沢大学教授）から、別紙のとおり答申がなされました。

なお、本答申の内容については、令和4年3月25日に開催された第54回石川県個人情報保護審査会において決定されたものです。

石川県個人情報保護審査会の答申概要（答申第51号）

- 1 審査請求の対象となった保有個人情報訂正請求の対象文書（諮問第51号）
 審査請求人の子が石川県中央児童相談所に一時保護された際の審査請求人への対応を記録した児童記録票（以下「本件文書」という。）
- 2 本件訂正請求に対する処分の内容
 保有個人情報不訂正決定
- 3 担当課（所）
 石川県中央児童相談所、石川県健康福祉部少子化対策監室
- 4 審査請求の経緯
 - (1) R3. 1. 28 訂正請求
 - (2) R3. 8. 13 処分決定
 - (3) R3. 11. 1 審査請求
 - (4) R3. 11. 29 諮問
 - (5) R4. 4. 6 答申
- 5 諮問に対する審査会の判断結果
 石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件文書につき、不訂正とした決定は妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第27条（保有個人情報の訂正義務）</p> <p>実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。</p>	<p>(1) 主な争点</p> <p>本件訂正請求は、審査請求人の子が児童相談所に一時保護された際に、審査請求人の面接・電話で行った発言内容が記録された本件文書の訂正を求めている事案である。</p> <p>実施機関は、審査請求人が求めているような訂正趣旨・理由は条例第27条の規程に基づき訂正義務がない旨を主張しており、同条の適否が争点となっている。</p> <p>(2) 審査会の判断</p> <p>条例第27条の訂正義務は「保有個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲」に限定されている。</p> <p>本件訂正請求に係る保有個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲について、当審査会としては、本件文書が審査請求人と児童相談所との面接の経過を記録した文書であることから、児童相談所運営指針で定められた当該事務の目的に沿って、子どもの健全な成長発達にとっての最善の利益の確保という観点から判断を行う必要があると思料する。</p> <p>上記観点から、当審査会として、本件文書を見分したところ、審査請求人は面接・電話で行った発言内容の削除や修正を求めているが、これらは子どもの健全な成長発達にとっての最善の利益の確保に影響するような発言の訂正内容とは認められなかった。従って、審査請求人の主張は保有個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内にあるとは言えず、保有個人情報を訂正する必要性は認められないと思料する。</p> <p>従って、本件処分は妥当である。</p>

- 6 審議経緯
 審査会3回

答申第51号

答 申 書

令和4年4月

石川県個人情報保護審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が令和3年8月13日付け石中セ第1389号の2で行った保有個人情報不訂正決定（以下「本件処分」という。）について、不訂正とした決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 訂正請求の内容

審査請求人は、令和3年1月28日に、石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求人の子が石川県中央児童相談所（以下「児童相談所」という。）に一時保護された際の審査請求人への対応を記録した児童記録票（以下「本件文書」という。）の訂正を求める請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、令和3年3月8日付けで、条例第28条第1項の規定に基づき審査請求人の通院状況の記述につき一部文言を削除する訂正を決定するとともに、その他の箇所については条例第28条第2項の規定に基づき不訂正を決定し、審査請求人に通知した。

当該不訂正決定について、審査請求人が審査請求を行ったところ、実施機関は、訂正しない理由の記載に不備があることを理由に令和3年8月13日に取り消しを行い、同日、改めて本件処分を行い、次のとおり訂正しない理由を付した上で審査請求人に通知するとともに、審査請求については行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定に基づき却下を行った。

（訂正しない理由）

訂正請求のあった箇所のうち、児童相談所が請求者等から聞き取った内容を記載している部分は、訂正請求者が当時そのような話をした事実がないとは認められない。また本件文書は、記載されている情報の内容の客観的な正否は別として、いずれも過去の一定の時点において作成され、使用されたものであることから、これを訂正することは一般的には訂正請求の制度に照らして妥当ではない。

以上から、訂正請求に理由があるとは認められず、個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲を超えており、訂正しないこととする。（条例第27条）

3 審査請求

審査請求人は、令和3年11月1日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、令和3年11月29日に、条例第37条第1項の規定に基づき、石川県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求につき、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求人の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書および反論書において主張している内容は、概ね次のとおりである。

(要旨)

本件訂正請求に対し、実施機関は令和3年3月8日付けで一部訂正の決定を行っており、過去の一定の時点において作成・使用されたものであっても訂正する必要があると、実施機関が訂正決定を行ったものがある。これに従えば、本件処分は条例第27条の規定に違反しており、違法である。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書で主張している内容は、概ね次のとおりである。

(要旨)

本件文書の訂正請求のあった箇所のうち、児童相談所が審査請求人等から聞き取った内容を記載している部分は、審査請求人等が当時そのような話をした事実がないとは認められない。また本件文書は、記載されている情報の内容の客観的な正否は別として、いずれも過去の一定の時点において作成され、使用されたものであることから、これを訂正することは一般的には訂正請求の制度に照らして妥当ではない。

以上から、条例第27条の規定に係る訂正請求に理由があるとは認められず、個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲を超えており、訂正しないとする処分は、妥当である。

第5 当審査会の判断理由

1 基本的な考え方

条例第1条では、「この条例は、個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」と定めている。

当審査会は、この条例の目的に則して、以下のとおり判断するものである。

2 本件訂正請求に係る保有個人情報について

本件訂正請求に係る保有個人情報は、児童相談所職員が審査請求人と面接・電話応対した際の、審査請求人等の言動である。当該保有個人情報は、児童相談所が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に基づく一時保護等の事務を行うために作成した、審査請求人の子に係る本件文書に記載されている。

3 具体的な判断及びその理由

(1) 審査請求の争点

本件訂正請求は、審査請求人の子が児童相談所に一時保護された際に、審査請求人が面接・電話で行った発言内容が記録された本件文書の訂正を求めている事案である。

審査請求人は、本件訂正請求において、実施機関が本件処分より前の令和3年3月8日付けで一部文言を削除する訂正を決定していることから、実施機関には条例第27条に基づく訂正義務がある旨を主張している。

これに対し、実施機関は、審査請求人が本件文書に記録された発言内容の一部削除を求めている箇所については、当該発言を行っていないと認めるに足る理由がなく、審査請求人が求めているような訂正趣旨・理由は条例第27条の規定に基づき訂正義務がない旨を主張している。

当事者双方が条例第27条に基づく主張を行っていることから、当審査会としては同条の適用について判断する必要がある。

(2) 条例の定め

訂正請求について、条例第27条で「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と定めている。つまり、実施機関は、同条の規定に基づき、訂正請求に理由があると認められれば訂正義務があるが、一方でそれは「保有個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内」に限定されている。

また、条例の解釈運用基準は「実施機関は、訂正請求があったときは、訂正請求の趣旨が事実と合致するか否かを調査する必要がある。」とした上で、当該調査については『「保有個人情報の個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない」と規定した趣旨から、調査は当該事務の目的の達成に必要な範囲で行えば足りる。』と定めている。

従って、当審査会としては、本件処分における条例第27条の適否にあたり、当該保有個人情報取扱事務の目的について検討する必要がある。

(3) 本件処分の妥当性

当審査会として、実施機関に対し本件文書の作成経緯と保有個人情報取扱事務の目的を確認したところ、本件文書は児童の安全確保が必要と認められる事案について、児童相談所が相談を受け付けてから、一時保護処分を行い、同処分を解除するまでの経過を記録したものであって、児童相談所において当該児童の一時保護処分の妥当性や必要性の判断に用いているとのことであった。従って、当該保有個人情報取扱事務の目的は、児童相談所における一時保護処分の妥当性等の判断に利用することにあると認められる。

また本件訂正請求は、審査請求人が面接等で行った言動について訂正を求めるものであるが、児童相談所における面接の目的について、児童相談所運営指針（厚生省児童家庭局長通知 平成2年3月5日付け児発第133号）は「受付面接は、子どもの健全な成長発達にとっての最善の利益を確保する観点から、子どもや保護者等の相談の内容を理解し、児童相談所に何を期待し、また、児童相談所は何ができるかを判断するために行われるものである。」と定めている。従って、当該保有個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲については、子どもの健全な成長発達にとっての最善の利益の確保という観点から判断を行うことが必要であると料する。

当審査会として上記観点から本件文書を見分したところ、審査請求人は面接・電話で行った発

言内容の削除や修正を求めているが、これらは子どもの健全な成長発達にとっての最善の利益の確保に影響するような発言の訂正内容とは認められなかった。従って、審査請求人の主張は保有個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内にあるとは言えず、保有個人情報を訂正する必要性は認められないと思料する。

(4) 実施機関が本件訂正請求において行った訂正決定について

審査請求人は本件訂正請求において令和3年3月8日付けで一部訂正の決定を行った箇所があることを論拠としているが、当審査会が本件訂正請求において保有個人情報を訂正する必要性は認められないと判断する理由は上記(3)で述べたとおりであり、令和3年3月8日付けの一部訂正決定についてもその訂正の必要性は認められないと思料する。

しかし、行政不服審査法第46条で「(略) 審査庁は、審査請求人の不利益に当該処分を変更し、又は当該事実上の行為を変更すべき旨を命じ、若しくはこれを変更することはできない。」と定められていることから、当該訂正決定については実施機関が裁決で取り消しすることはできない。

従って、当該訂正決定については引き続き有効となるが、このことをもって、当審査会の本件処分に対する判断を左右するものではない。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

5 付言

実施機関は、個人情報保護制度における訂正等の請求に対し不利益な処分を行う場合は、説明責任及び石川県行政手続条例(平成7年石川県条例第33号)第8条に基づきその理由を具体的かつ明確に通知しなければならない。これは、実施機関の慎重かつ適正な判断を確保するとともに、相手方にその理由を明確に認識させるためである。

こうした観点からすると、本件のように、保有個人情報の訂正請求に対し、訂正が利用目的の達成に必要な範囲を超えている場合は、訂正する必要がないと請求人が了知できるよう、具体的に理由を記載することが求められ、実施機関においては今後より一層丁寧な理由の記載を行うよう望む。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

なお、当審査会の小堀委員は、審査会の了承を得て本件諮問案件の審議を回避した。

(別表)

審査会の処理経過

年月日	内 容
令和3年11月29日	諮問を受けた。(諮問第51号)
令和4年 1月20日 (第52回審査会)	事案の審議を行った。
令和4年 2月28日 (第53回審査会)	事案の審議を行った。
令和4年 3月25日 (第54回審査会)	事案の審議を行った。